

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
https://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 3月1日現在 人口66,619人(前月比+49人) 男34,286人女32,333人世帯数33,500世帯

記号の見方
日時
会場
内容
対象
定員
費用
申し込み
締め切り
持ち物
お問い合わせ

高齢者補聴器購入費用を助成します

4月1日(火)から加齢性難聴の高齢者を対象に、補聴器購入費用を助成します。

助成金

聴力機能低下により日常生活に支障を感じている方が、医療機関にご相談のうえ補聴器を購入される場合、費用の全額または一部を最大2万円まで助成します。

対象者

- 次の要件にすべて該当する方
- 本市の介護保険被保険者である65歳以上の方で聴覚障がいのある身体障がい者手帳の交付を受けていない方
- 医師により補聴器の使用が必要であるとの証明がある方
- 令和7年4月1日(火)日以降に購入した方

申請方法

次の書類を高齢者福祉課窓口へ持参するか郵送してください。

- 八街市高齢者補聴器購入費用助成申請書
- 医師の証明書(八街市の書式)
- 補聴器の領収書のコピー
(品名・購入金額・購入日・購入先が明記されているもの)

※申請書や証明書は市ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
高齢者福祉課
☎443-1207



八街市
ホームページ



新婚生活を応援します!

結婚を機に購入した住宅の費用の一部を補助します。

対象者

- 次の要件すべてに該当する夫婦
- 令和7年1月1日以降に結婚
- 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下
- 世帯所得が500万円未満

補助額

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)に支払った住宅購入費の30万円(上限)
※婚姻日時点で夫婦ともに29歳以下の場合には60万円(上限)です。

受付期間

令和8年3月31日(火)まで
※先着順で受付し、予算上限に達した場合は終了となります。

申請方法

必要書類を企画政策課へ持参するか郵送してください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

企画政策課

☎443-1114



八街市
ホームページ



ふるさと納税の返礼品を募集しています

市では、ふるさと納税をしていただいた皆さんへのお礼の品として用意する「返礼品」の協力事業者を募集しています。

返礼品協力事業者になると

- 返礼品をふるさと納税のポータルサイトでPRでき、認知度のアップにつながります。
- ふるさと納税を通じて、販路拡大や新規のお客さんの獲得につながります。
- ふるさと納税への参加登録費用やポータルサイトへの掲載料、商品の送料は、市が負担します。

対象となる返礼品

- 市内で提供している体験サービス
- 市内で生産・製造している農作物や食品など
- 市内で製造している日用品や雑貨など

返礼品を随時募集しています。まずはお気軽に企画政策課にお問い合わせください。詳しくは、市ホームページの「落花生の郷やちまた応援寄附金(ふるさと納税)」をご覧ください。



八街市
ホームページ

企画政策課
☎443-1114

スマホ教室を開催

スマホに興味はあるけど使えるか心配、基本的な使い方を知りたい方などを対象に、日常よく使う機能を中心に楽しくわかりやすいスマホ教室を開催します。

スマホの利用経験、利用機種、携帯会社に関係なく、どなたでも安心して参加できます。

教室では、1人1台の貸出機を使用します。

スマホの入門編

4月8日(火)・5月13日(火)・6月10日(火)

各日午後1時40分～3時40分
マップ、カメラなど

LINEの使い方と電子申請できる行政手続

4月22日(火)・5月27日(火)・6月24日(火)

各日午後1時40分～3時40分
QRの読み取り、LINEの使い方、証明書の取得方法や各講座の予約方法など

中央公民館
各日18人(申込順)
(最小実施人数8人)

費用

無料
中央公民館の窓口、電話、八街市公式LINEのいずれかで申し込み。

中央公民館
☎443-3225
八街市公式LINE



八街市
公式LINE

FAX 444-0815

市税などの納付に関してのお願い

皆さんに納めていただいている市税などは、住みよい街づくりを推進するための貴重な財源となっています。納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。

納期内納付をお願いします

令和7年度の市税などの納期限は、下表のとおりです。

令和7年度 市税などの納期限一覧

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月30日(水)		第1期				
6月2日(月)			全期			
6月30日(月)	第1期					
7月31日(木)		第2期		第1期	第1期	第1期
9月1日(月)	第2期			第2期	第2期	第2期
9月30日(火)		第3期		第3期	第3期	第3期
10月31日(金)	第3期			第4期	第4期	第4期
12月1日(月)				第5期	第5期	第5期
12月25日(木)		第4期		第6期	第6期	第6期
令和8年 2月2日(月)	第4期			第7期	第7期	第7期
3月2日(月)				第8期	第8期	第8期

納期限までに納付がない場合

法律の定めにより督促状を発送するとともに、自動音声電話およびSMS（ショートメッセージサービス）による催告を行っています。

また、納期限までに納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金を徴収します。

納期限までに納付できない特別な事情が生じた場合には、収支のわかる書類、その他必要と思われる書類をお持ちのうえ、納税相談をしてください。

口座振替なら納め忘れがなくて安心です

指定された口座から自動的に引き落としされるため、納付に出向く手間もなく、納め忘れもないので安心です。

申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ページによるオンラインやATMでの納付

ページ対応の金融機関でインターネットバンキングやATMを利用して納付することができます。

金融機関やコンビニでの納付

各種納付方法や納付場所について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



八街市HP

納税の猶予制度

災害や病気などの影響により、すぐに納税することが困難な場合は、納税の猶予制度を利用できる場合があります。

滞納した場合の対応

市税などを滞納すると、無財産の場合や生活の窮迫が著しい場合を除き、法律の定めにより、次のような処分を行います。

- ・勤務先や取引先への給与・売掛金の照会、差し押さえ
- ・預貯金などの調査、差し押さえ
- ・動産・不動産の調査、差し押さえ
- ・捜索・公売など
- ・国民健康保険税滞納者への対応

災害などの特別な事情がなく、国民健康保険税を1年以上滞納した場合は、医療費を一時的に全額（10割）自己負担する「特別療養費支給対象者」となります。後日、医療費の保険負担分は返還の申請ができますが、滞納保険税に充てられる場合があります。

市税の納付・相談のお問い合わせ先

納税課 ☎ 443-1115

保険証・後期高齢者医療保険料のお問い合わせ先

国保年金課 ☎ 443-1139

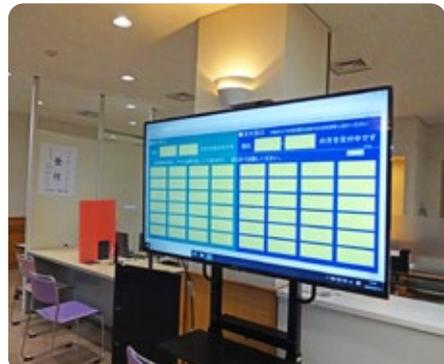
介護保険料のお問い合わせ先

高齢者福祉課 ☎ 443-1491

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費用 申込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815

マイナンバーカード臨時交付窓口を設置しました



臨時交付窓口

時 月曜～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後4時30分

場 総合保健福祉センター4階
エレベーターホール前

- ・業務内容
- ・マイナンバーカードの新規受付、再交付
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新
- ・マイナンバーカードの暗証番号の再設定（ロック解除）

- 市民課窓口
- ・業務内容
- ・住所の異動、戸籍の届出によるカードの券面更新
- ・毎週火曜日夜間開庁時のマイナンバーカード業務（受付時間 午後4時30分～7時30分）

市民課 ☎ 443-1120

「やちまたアートピット」作品展

市民の皆さんに優れた芸術作品を身近にご鑑賞いただくため、芸術作品展示コーナー「やちまたアートピット」を中央公民館のロビーに設置しています。

今回は、八街市の文化芸術振興を考える会の推薦により、版画家の戸村次男氏の『二』クラシサバカリガツノル』（版画）ほか2作品を展示しています。

展示期間は3カ月で、月曜日は休館となります。



間 社会教育課 ☎ 443-1464

「広報やちまた」で市民サークルの催し・講座、会員募集を紹介しませんか

広報やちまたの「みんなの広場」では、市民サークルが主催する各種催しや講座、会員募集などの情報を掲載しています。

掲載を希望する場合は、掲載希望号の1カ月前までに「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書広報課窓口または、郵送・FAX・Eメールで申し込みしてください。掲載申込書は、秘書広報課窓口で配付しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



八街市ホームページ

営利目的や政治活動・宗教活動、市内の公共施設を会場としないものなどは、原則掲載できません。「催し・講座」は前回の掲載から3カ月間、「会員募集」は前回の掲載から4カ月間の掲載期間をあげていただきます。

問い合わせ・送付先

〒289-1192 八街市八街ほ35番地29
秘書広報課

☎ 443-1112
FAX 443-1408
koho@city.yachimata.lg.jp



協働のまちづくりへようこそ！(1)

八街市では、協働のまちづくりに関する情報の収集・発信や相談対応などを行う総合窓口として『協働のまちづくりPIT(ピット)』を開設しています。

「協働のまちづくり」って、なあに？

「協働のまちづくり」とは、市民や市民活動団体、事業者、行政などさまざまな活動主体が、それぞれが持つ特性を活かし、互いに相手を尊重し、補完し合い、連携、協力することにより良いまちをつくることです。

例えば、公園の美化活動や子どもたちの見守り活動、地域のイベント運営など、日々の暮らしの中で、地域のためにみんなで取り組む活動も協働の一つです。このような協働の取り組みを応援するために「協働のまちづくりPIT」が活動しています。



八街市ホームページ

今回より始まりました、この連載は、協働のまちづくりの魅力や、地域での具体的な取り組みなどを紹介していきます。

PITからのお知らせ

PITでは、メールマガジンを配信しています。左の二次元コードから、件名に「メールマガ配信希望」と入力し、メール送信してください。



協働のまちづくりPITは、八街市役所第1庁舎2階にあります。

協働のまちづくりPIT (市民協働推進課内)

312・2012

令和7年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己資産が記載された部分を確認できたり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限

令和8年3月31日(火) (土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (日曜開庁日は午後5時まで)

閲覧場所

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについて確認

ディスクゴルフをやってみよう

フライングディスク(フリスビー)を投げて、バスケットの形をしたゴールに何回目で入れられるかを競う、気軽に、手軽にできるスポーツです。

4月27日(日)・5月25日(日)・6月29日(日) (雨天中止)

各日午前10時～正午

八街市レクリエーション協会

するためのものです。縦覧できるのは、納税する内容のみが対象となります。

また、縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請には、応じることができません。

縦覧期限

4月30日(水) (土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所

縦覧帳簿の縦覧

手数料や持参するものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

443・1116

八街市国際交流協会の会員・受講者・ボランティアを募集

新規会員を募集

国際交流に興味がある方、さまざまなバックグラウンドを持つ市民同士で交流したい方、自分の能力を活かしたい方など、ぜひ入会してください。

日本語教室などの受講生・日本語ボランティア募集

日本語学習を希望する外国人対象の日本語教室や英語教室・スペイン語教室などの受講者および日本語ボランティアなども募集しています。

入会・登録方法

入会申込書、年会費を八街市国際交流協会事務局に持参してください。ボランティア登録をされる方は、語学ボランティア登録申込書を提出してください。

いいいのすこやか運動教室 その7

5月11日(日)・25日(日)・6月8日(日)・22日(日)・7月13日(日)・27日(日) 各日午前10時～11時

南部老人憩いの家

介護予防リーダーによる健康体操、レクリエーション、脳トレなど

市内在住で60歳以上の方 定各回12人(先着順) 費無料

4月4日(金)午前9時から電話または来所申し込み。 ※申し込みは本人のみです。

タオル、飲み物、動きやすい服装 感染症などの拡大状況により変更する場合があります。 南部老人憩いの家 445・2976



記号の見方 時日時 場会場 内容対象 定定員 費用 申申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

記号の見方 曜日時 場会場 内容 対象 定員 費用 申込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444・0815

令和6年度の地下水水質検査結果

市では、地下水の水質を把握するため、市内60カ所(北部地区)の井戸を対象に飲用井戸検査基本項目(11項目)および水道法水質基準抜粋項目を実施しました。

飲用井戸検査では、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸が全体の30%にあたる18カ所で、また、亜硝酸態窒素の単独項目で基準値を超えた井戸が1カ所検出されました。

これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が主な原因と考えられており、本市のような農業地域に多くみられます。

その他の項目についても、左表のとおり検出されました。大半は自然由来と考えられますが、配管やタンクのさび、井戸水の滞留などが原因として推測されるものもあります。

水質検査で基準値を超えた井戸水を飲用する場合は、検出された成分により煮沸または滅菌器・浄水器を設置するなどの対策が必要になると考えられます。

地下水は、私たちの生活にとって限りある貴重な財産です。一人ひとりが大切に使用しましょう。

環境課
☎443・1406

一般飲料水水質検査で基準値を超えた検査項目

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
一般細菌	100個/ml以下	2カ所
大腸菌	検出されないこと	3カ所
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1カ所
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	18カ所
臭気	異常でないこと	3カ所
マンガン	0.05mg/l以下	1カ所
ヒ素	0.01mg/l以下	1カ所
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/l以下	1カ所

就職や退職したときは国民健康保険の手続きを

就職や退職により健康保険が変わったときは届け出が重要です。国民健康保険の加入や脱退の手続きは自動的に行われません。

脱退の手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険に加入したことがわかる「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」など(脱退する方全員分)
- ・返却する国民健康保険の被保険者証や資格確認書など(脱退する方全員分)
- ・手続きする方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・個人番号がわかるもの
- ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)

加入の手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険をやめたことがわかる証明書(健康保険資格喪失証明書など)
- ・手続きする方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・個人番号がわかるもの
- ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)

※会社を退職したときは、国民健康保険に加入する以外に、職場の健康保険を最長2年間継続して加入できる「任意継続制度」を利用することができます。詳しくは、勤務先または加入していた保険者にお問い合わせください。

☎443・1139

年金相談を毎月実施しています

年金相談では、国民年金や厚生年金、年金受給などについて社会保険労務士に相談できます。

相談する際には、年金記録がわかるものや、本人確認できるものなどをお持ちください。予約は不要です。

今年度の相談日時・場所は次のとおりです。

相談日(毎月第3木曜日)

- 4月17日(木)・5月15日(木)・6月19日(木)・7月17日(木)・8月21日(木)・9月18日(木)・10月16日(木)・11月20日(木)・12月18日(木)
- 令和8年1月15日(木)・令和8年2月19日(木)

令和8年3月19日(木)

相談時間

午前10時～正午・午後1時～3時
(受付は午前11時30分まで)
(受付は午後2時30分まで)

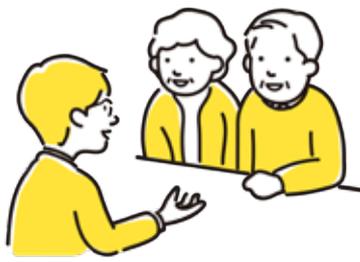
☎443・1139

八街市総合計画2025を策定しました

複雑化・多様化する時代に、本市が抱えるさまざまな課題を乗り越え、より魅力あるまちづくりを総合的に計画的に進めるため、2025年度(令和7年度)から10年間を計画期間とする「八街市総合計画2025」を策定しました。

本計画は、市ホームページのほか、市役所公文書公開コーナー、図書館でご覧いただけます。

☎443・1114



市・県民税(住民税)を 公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税(住民税)の納付義務がある方は、公的年金部分の住民税を公的年金から天引き(特別徴収)をして納付することと定められています。

初めて年金から天引きの対象になる方は、10月から開始となります。

納付回数は年6回で、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回(4月・6月・8月)仮徴収し、令和7年度の「年金所

得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、残額を3回(10月・12月・令和8年2月)に分割して天引き(本徴収)します。

公的年金以外の収入に対する住民税は、今までと同じように給与からの天引きや納付書での納付となります。

令和7年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃の送付予定です。

☎443・1116

「八街市手話言語条例(案)」の説明会

市では、手話に対する理解およびその普及を図ることで市民が共生する地域社会の実現を目指す「八街市手話言語条例(案)」の制定を進めており、本条例(案)に対する説明会を開催します。

どなたでも参加できます。

☎443・1742



八街市ホームページ

児童扶養手当などのお知らせ

児童扶養手当制度をご存知ですか

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために支給される手当です。

児童扶養手当を受給するには、子育て支援課に申請する必要があります。

受給資格者

支給要件の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している母（父）、または父母にかわって児童を養育している方（祖父母など）が対象となります。

対象児童は、18歳に達する日以降の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日の属する月までとなります。

支給要件

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度（国民年金の障がい等級1級程度）の障がいにある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 未婚の母の児童
 - ⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童
- ※所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲がみられない方などは、支給額の2分の1が支給停止となります。

4月から児童扶養手当などが改定されます

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制となっています。

前年の全国消費者物価指数が対前年比+2.7%のため、令和7年4月分以降の児童扶養手当額などが2.7%の引き上げとなります。

令和7年度児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定は次のとおりです。また、()の金額は、前年度と比較した差額です。

児童扶養手当額（月額）

〈本体額〉

全部支給 46,690円 (+1,190円)

一部支給 46,680円 (+1,190円) ~ 11,010円 (+270円)

〈第2子以降加算額〉

全部支給 11,030円 (+280円)

一部支給 11,020円 (+280円) ~ 5,520円 (+140円)

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

☎ 子育て支援課

☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

特別児童扶養手当など（月額）

特別児童扶養手当（1級） 56,800円 (+1,450円)

特別児童扶養手当（2級） 37,830円 (+ 970円)

特別障害者手当 29,590円 (+ 750円)

障害児福祉手当 16,100円 (+ 410円)

☎ 障がい福祉課

☎ 4 4 3 - 1 6 4 9

「児童扶養手当」と「公的年金など」の両方を受給する場合は手続きが必要です

遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金を受け取っている場合は、児童扶養手当額の全部または一部を受給することはできません。

障害年金以外の年金を受給している方

障害年金以外の公的年金などを受給している方（障害基礎年金などを受給していない方）は、公的年金などの額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

障害年金を受給している方

障害基礎年金などを受給している方は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

公的年金などを新たに受給する方

子育て支援課に次の必要書類を提出してください。

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）など

公的年金などを過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金などを受給していて、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がありますので、手続きは早めに行いましょう。

☎ 子育て支援課

☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

春の全国交通安全運動 4月6日～15日

4月10日

交通事故死ゼロを目指す日

青だけど

自分の目で見て

たしかめて

入学・入園を迎えるこの時期は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とシートベルト・チャイルドシートなどの適切な使用の促進
- 飲酒運転や、ながら運転などの悪質・危険な運転の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

☎ 佐倉警察署

☎ 4 8 4 ・ 0 1 1 0

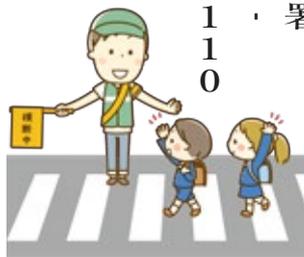
このもたちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールや、マナーを身につけさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成させるなど、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

4月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		①⑩⑧	④⑦⑫⑨			
6	7	8	9	10	11	12
	⑧	⑥③④⑤	⑨②			
13	14	15	16	17	18	19
		⑩	⑪	⑤		
20	21	22	23	24	25	26
		⑨	⑤	⑦		
27	28	29	30			
	②③①					午前午後

☎ 4 8 4 ・ 0 1 1 0 内線 5 1 5

- ① ファミリーマート 八街五方杭店
- ② ランドローム東吉田店
- ③ イオン八街店
- ④ コメリハード&グリーン 八街中央店
- ⑤ カスミ朝日店
- ⑥ 上砂やすらぎの家
- ⑦ 文違コミュニティセンター
- ⑧ 南部老人憩いの家
- ⑨ 一区コミュニティセンター
- ⑩ 富山コミュニティセンター
- ⑪ 泉台区民センター
- ⑫ セブンイレブン山田台店



記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 4 4 4 ・ 0 8 1 5

みんなの広場

伝言板

お知らせ

催し・講座

防災事業

北総エリアの

住まいのリスク対策

時 4月16日(水)

午後7時～8時30分

場 佐倉商工会議所3階

大会議室

内 佐倉市・八街市・酒々井町の防災のプロへ質問ができるパネルディスカッション

定 100人

費 無料

後 4月13日(日)

援 八街市

問 (公社)佐倉青年会議所

事務局 上野 透也

☎ 080-1088-0799

八街市スポーツ協会卓球専門部

令和7年度

八街ピーナッツ大会(卓球)

時 6月22日(日)

午前9時開場

場 スポーツプラザ

内 男女シングルス

一般・60歳以上

※予選リーグのあと、上位、下位トーナメントを行います。

費 800円

時 5月15日(木)

問 大石 愛子

☎ 090-6342-2884

記号の見方 時 日時 場 会場 内 内容 対 対象 定 定員 費 費用 申 申し込み 締 締め切り 持 持ち物 問 問い合わせ

FAX 444-0815

令和7年度 国民年金保険料のお知らせ

令和7年度国民年金保険料 月額 17510円

国民年金保険料の納付方法

○納付書払い・口座振替・クレジットカード・スマホアプリでの決済

○ねんきんネットを活用した納付(納付書不要)

まとめ前払い(前納)すると割り引きが適用されます。便利でお得な納付方法をご利用ください。

幕張年金事務所 ☎ 212-8621

令和7年度前期技能検定

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。

試験の難易度により1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けずに行う単一等級があります。

職種は、40職種70作業があります。

受検資格 原則、各職種とも所定の実務経験が必要

受検手数料(一般) 18200円

実技 18200円

学科 3100円
※在校生や年齢などにより実技試験受験手数料が異なる場合があります。
受付期間 4月7日(月)～18日(金)
試験実施 6月10日(火)～9月9日(火)のうち指定日
合格発表日 8月29日(金)
3級職種(金属熱処理を除く)
1級・2級・単一等級・3級(金属熱処理)
10月1日(水)
職種など詳しくは、千葉県職業能力開発協会ホームページをご覧ください。



千葉県職業能力開発協会 技能検定課 ☎ 296-1150



やちまた駅北口市を開催

時 4月13日(日) (雨天中止)

午前10時～午後3時

場 八街駅北口広場

内 八街産落花生や新鮮野菜などの販売・さまざまなステ

イジイベント

問 やちまた未来(小野)

☎ 444-6007

狂犬病予防注射日程

日にち	会場	時間
4月18日(金)	みどり台コミュニティセンター	午前8時55分～9時10分
	榎戸公民館	午前9時30分～9時45分
	藤の台集会所	午前10時05分～10時20分
4月21日(月)	住野区コミュニティセンター	午前10時50分～11時05分
	西林コミュニティセンター	午前9時00分～9時20分
	松林公民館	午前9時40分～10時00分
	六区農村集落センター	午前10時20分～10時35分
4月22日(火)	東吉田集会所	午前11時00分～11時20分
	沖協同館	午前9時00分～9時15分
	山田台コミュニティセンター	午前9時35分～9時50分
	滝台区コミュニティセンター	午前10時10分～10時25分
4月24日(木)	四木区コミュニティセンター	午前10時55分～11時20分
	希望ヶ丘コミュニティセンター横公園	午前8時55分～9時10分
	用草公民館	午前9時30分～9時45分
4月25日(金)	大谷流コミュニティセンター	午前10時05分～10時25分
	コミュニティセンターいさご会館	午前10時55分～11時10分
	榎戸第六児童公園(泉台)	午前8時55分～9時10分
	富山コミュニティセンター	午前9時30分～9時50分
4月26日(土)	文違コミュニティセンター	午前10時20分～10時40分
	朝日区コミュニティセンター	午前11時00分～11時30分
4月26日(土)	八街市役所	午前9時00分～11時00分

※「神田集会所」「大東区コミュニティセンター」「ガーデンタウン第1公園」は、今年度より実施いたしません。

令和7年度狂犬病予防注射を実施

令和7年度より注射料金が変わります。

○更新(登録している犬)

時 通知はがき(事前に、はがき裏面の問診票に記入・署名をお願いします)

費 1頭 3,700円(狂犬病予防注射料3,150円・注射済票交付手数料550円)

※他市町村から転入してきた方で犬の登録変更をしていない場合は、集合注射はできません。

○新規(生後91日以降で登録していない犬)

費 1頭 6,700円(登録手数料3,000円・狂犬病予防注射料3,150円・注射済票交付手数料550円)

マイクロチップを装着している犬

集合注射する2日前までに、犬の所有者情報を現在の所有者情報(住所、名前)に変更申請してください。環境省指定の登録機関にオンライン申請をしてください。

集合注射当日の問診内容

次のいずれかに該当する犬は、集合注射を受けることができませんので、状態の良いときに別の会場で注射を受けるか、動物病院などで予防注射をしてください。

- ・注射時に具合が悪いところがある。
- ・現在治療中である。
- ・2週間以内に人を噛んだことがある。
- ・今までに予防注射で具合が悪くなった。
- ・今までにテンカン発作を起こした。
- ・30日以内に予防注射を受けた。
- ・発情中・妊娠中・授乳中である。
- ・注射時に犬をしっかり押さえられない。

※雨天時は、犬を拭くためのタオルをお持ちください。また、犬のフンの処理はビニール袋などを持参して、飼い主の責任で行ってください。

問 環境課 ☎ 443-1406

ごんにちは保健センターです

申し込み・問い合わせ 健康増進課 ☎443・1631

成人検(健)診の

実施時期などのお知らせ

令和6年度または令和5年度に検診を受けていない方は、通知が送付されませんので、令和7年度に検診希望の方は、健康増進課にお問い合わせください。対象年齢は、令和8年3月31日時点です。

子宮頸がん検診

令和3年度・5年度に受診された方に通知します。20歳以上の偶数年齢の女性、子宮頸部の細胞診

集団検診

7月 費1000円

個別検診

7月 費2000円

乳がん検診

30歳以上の女性

超音波

30歳代の方・40歳代で奇数年齢の方、マンモグラフィ、40歳代で偶数年齢の方、50歳以上の方

集団検診

9月・12月 費1000円

個別検診

7月 費2000円

後期高齢者健康診査

対象者全員に通知します。

後期高齢者医療被保険者、身体計測・検尿・血圧測定、血液検査・診察など

集団検診

8月・11月 費無料

個別健診

8月 費無料

健康診査

8月 費無料

健康診査

対象者全員に通知します。40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者

身体計測・検尿・血圧測定、血液検査・診察など

集団健診のみ

8月・11月 費無料

肝炎ウイルス検診

過去に一度も検診を受けていない方が対象で、40歳の方に通知します。40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・105歳

血液検査

(B型・C型肝炎ウイルス)

集団検診

8月・11月 費無料

個別検診

8月 費無料

前立腺がん検診、50歳以上の男性、血液検査(P.S.A)

集団検診

8月・11月 費700円

個別検診

8月 費1000円

胃がん検診

40歳以上

胃がん検診

40歳以上

胃腸部エックス線検査(バリウム)

集団検診のみ

9月・12月 費1000円

大腸がん検診

40歳以上

大腸がん検診

40歳以上

集団検診のみ

9月・12月 費400円

結核健康診断・肺がん検診

40歳以上

結核健康診断・肺がん検診

40歳以上

胸部エックス線検査

9月・12月 費300円

集団検診のみ

9月・12月 費300円

9月・12月 費300円

健康増進課窓口などで配付しています。

成人歯科検診が始まります

8月1日(金)から成人歯科検診を実施します。令和8年3月31日時点で20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方が対象となります。

歯周病罹患率が高いと言われていて40歳の方には、受診券を発送します。

40歳以外の対象者で、最近歯科受診の機会がなく検診を希望する方は、健康増進課に申請をしてください。受診券を発送します。

成人歯科検診の流れ ①健康増進課へ申請・受診券を発行 ②指定医療機関に直接予約 ③予約した日に来院・検診

この機会に、成人歯科検診を受診し、お口の健康を守りましょう。

東千葉メディカルセンター 市民公開健康講座 「知っておきたい肝臓のはなし」

4月 ※日時は、当病院ホームページをご覧ください。 場 東千葉メディカルセンター 2階講堂

講師 東千葉メディカルセンター 消化器内科医長 岩永 光巨 氏

予約不要です。直接会場にお越しください。

東千葉メディカルセンター 事務部総務課

0475・50・1199

子育て情報コーナー

八街市児童館 ひまわりの家

<利用案内>

開館日時 火曜～日曜日 午前9時～午後5時 (午後0時～1時30分は館内消毒のため閉館) ※月曜日・12月28日～1月4日は、休館日です。 ※予約不要で利用できますが、入館を制限(人数制限・時間制限)する場合があります。 利用対象 0歳～18歳未満のお子さん (未就学のお子さんは保護者同伴)

入館料 無料(制作活動の実費負担あり) 乳幼児親子対象のプログラムや、主に小学生を対象として工作遊びや運動遊ぶなど、さまざまなプログラムを行っています。 今月のスケジュールやプログラムメニューなどは、児童館ホームページをご覧ください。 児童館ひまわりの家 ☎312-5226



児童館 ホームページ

子育て支援センター

子育て情報の提供、さまざまなプログラムを通じての親子のふれあいを支援しています。また、保育士が子育ての不安や悩みの相談に応じます。

<子育て支援センター一覧>

- 市立実住保育園『にこにこルーム』 ☎443-8900
生活クラブ風の村保育園八街『かぜのむら』 ☎440-2008
八街かいたく保育園『絵本とお庭』 ☎442-4545
明德やちまたこども園『ほっとステーションたんぽぽ』 ☎488-4919
八街泉こども園『ひだまり』 ☎070-4382-1193
今月の各施設スケジュールやプログラムは、市ホームページをご覧ください。



八街市 ホームページ

記号の見方 時 日時 場 会場 内 内容 対 対象 定 定員 費 費用 申 申し込み 切 締め切り 持 持ち物 問 問い合わせ

TEL 444・0815 FAX 444・0815

図書館に行ってみよう

図書館のホームページ <https://www.library.yachimata.chiba.jp/>
電話番号 043-444-4946 (午前9時～午後5時)

<今月の催し>

◇パラダイスシアター

4月から第1・第3日曜日の上映となります。

4月6日(日)	大河ドラマ 西郷どん 総集編 1	109分
4月20日(日)	大河ドラマ 西郷どん 総集編 2	149分

上映開始時間：午前10時30分～・午後2時～

邦画：午前上映回は日本語、午後上映回は日本語
(設定がある場合は日本語字幕)

◇子ども読書の日・こどもの読書週間おはなし会スペシャル

大型絵本やパネルシアター、手遊びなどをします。
年齢制限はありませんので、4歳未満のお子さんや大人の方も参加できます。

時 4月26日(土) 午後3時～3時30分

(午後2時50分におはなしコーナー前で受付)

対 市内在住・在勤・在学の方 (優先)

定 40人 (定員になり次第締切) 費 無料

用 図書館カウンター、電話、八街市公式

LINEのいずれかで申し込み。

公式LINE



◇移動図書館車ひばり号の巡回場所・巡回時間の変更

より多くの皆さまにご利用いただくため、4月から移動図書館車ひばり号の巡回場所・巡回時間を一部変更します。4月の移動図書館車<ひばり号>巡回予定(右表)をご確認のうえ、ご利用ください。

◇雑誌をさしあげます

保存期間が過ぎた雑誌を、市民の方に有効活用していただくため、さしあげます。

時 4月9日(水)～29日(火) (なくなり次第終了)

部数 1人1日5冊まで ※付録はありません。

<今月の休館日>

7・14・21・28・30

4月の移動図書館車<ひばり号>巡回予定日時

2日・16日 (毎月第1・第3水曜日)	
場 所	時 間
二州小学校	午前10時00分～10時20分
文違コミュニティセンター	午後1時50分～2時10分
八街市北部地域包括支援センター	午後2時30分～2時50分
榎戸第2児童公園付近(泉台)	午後3時05分～3時25分
みどり台第1児童公園	午後3時40分～4時00分

3日・17日 (毎月第1・第3木曜日)	
場 所	時 間
二州小学校沖分校	午前10時00分～10時20分
八街市役所	午後0時40分～1時00分
富山コミュニティセンター	午後1時20分～1時40分
朝陽幼稚園前	午後2時00分～2時20分
カスミ八街朝日店	午後3時00分～3時50分

9日・23日 (毎月第2・第4水曜日)	
場 所	時 間
吉倉ガーデンタウン	午後2時10分～2時30分
上砂やすらぎの家	午後2時50分～3時10分
南部老人憩いの家	午後3時30分～3時50分

10日・24日 (毎月第2・第4木曜日)	
場 所	時 間
ランドローム東吉田店	午後1時25分～2時15分
希望ヶ丘(コミュニティセンター脇)	午後2時45分～3時05分

*祝日は運休、暴風雨などの警報が発表された場合は運行を中止します。

図書館は、休館日・祝日を除く毎週水曜日・金曜日は午後7時まで開館しています。

夜間および休日の市税納付・納税相談窓口

時【夜間】 4月1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)
午後5時15分～8時

【休日】 4月27日(日)
午前8時30分～午後5時

場 納税課 用 市税の納付、納税相談
用 納税課 用 443-1115

<市役所の日曜開庁日>

今月は4月27日(日)です。
市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り扱いますのでご利用ください。(住民異動が伴う業務・国民年金業務・後期高齢者医療保険業務は取り扱うことができません)

今月の納付

固定資産税・都市計画税 1期

相談コーナー

相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。

[法律相談(弁護士)]	4月2日(水)・16日(水) 午後1時～4時	総合保健 福祉センター	相談当日午前8時30分から電話で受付。先着10人まで。 用 社会福祉協議会 用 443-0748
[心配ごと相談]	4月2日(水)・16日(水) 午後1時～4時	総合保健 福祉センター	用 社会福祉協議会 用 443-0748
[司法書士相談]	4月8日(火) 午後4時～6時	総合保健 福祉センター	相談当日午前8時30分から電話で受付。先着6人まで。 用 やちまた司法書士事務所 用 308-4227
[ハローワークちば出張相談]	4月8日(火) 午前10時～正午 4月25日(金) 午後1時～3時	総合保健 福祉センター	生活困窮世帯やひとり親家庭などが対象で各日先着4人まで。(予約制) 用 社会福祉協議会内自立相談支援窓口 用 312-0766
[気になる子どもの個別相談]	4月21日(月) 午前10時～正午・午後1時～3時	総合保健 福祉センター	予約制で先着6人まで。 用 社会福祉協議会 用 443-0748
[年金相談]	4月17日(木) 午前10時～正午・午後1時～3時	総合保健 福祉センター	予約不要。午前午後とも終了時間30分前まで受付。午前中は混雑が予想されます。 用 国保年金課 用 443-1139
[交通事故相談]	4月の相談はお休みします。なお、千葉県で月曜～金曜日(祝日を除く)の午前9時～正午・午後1時～5時に相談を行っています。	用 千葉県交通事故相談所 用 223-2264	
[人権相談]	4月24日(木) 午後1時～3時	総合保健 福祉センター	人権擁護委員が相談を受けます。事前に電話連絡をお願いします。 用 総務課 用 443-1113
[行政相談]	4月24日(木) 午後3時～5時	総合保健 福祉センター	行政相談委員が相談を受けます。事前に電話連絡をお願いします。 用 総務課 用 443-1113
[こころの健康相談]	4月14日(月) 午後2時～4時	総合保健 福祉センター	予約制。 用 障がい福祉課 用 443-1649
[弁護士相談(市税滞納者)]	4月27日(日) 午後2時～4時	納税課	予約制で先着6人まで。 用 納税課窓口または 用 443-1115
[家庭児童相談]	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	総合保健 福祉センター	電話相談も受け付けます。 用 子育て支援課 用 443-1693
[学校教育相談]	毎週月水金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後3時	八街市教育 支援センター	電話相談専用ダイヤル 用 310-5017 用 八街市教育支援センター 用 443-8040
[家庭教育相談]	毎週水～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時	総合保健 福祉センター	用 社会教育課 用 443-1464
[消費生活相談]	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午・午後1時～4時	商工観光課内	用 八街市消費生活センター 用 443-9299